	ハバロフスク	720,000	679,400	654,400	575,800	501,100	443,500	393,700	361,000	336,100	311,200
	ユジノサハリンスク	780,000	732,600	707,600	626,500	551,800	489,100	439,300	401,500	376,600	351,700
中東	ドバイ	600,000	583,200	560,100	489,300	419,800	370,800	324,500	298,700	275,600	252,400
	ジッダ	600,000	587,800	566,700	499,500	436,200	386,300	344,100	315,200	294,100	273,000
	イスタンブール	660,000	635,400	608,900	529,500	450,100	397,100	344,200	317,700	291,200	264,800

三　政府代表部

地域	所在地	号					別					
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北米	ニューヨーク（国際連合）	710,000	600,000	558,000	535,700	513,400	446,400	379,400	334,800	290,200	267,800	245,500	223,200
	モントリオール（国際民間航空機関）	610,000	590,000	546,400	524,500	502,700	437,100	371,500	327,800	284,100	262,300	240,400	218,600
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	720,000	700,000	648,500	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	860,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
	ジュネーブ（軍縮会議）	750,000	720,000	675,500	648,500	621,500	540,400	459,300	405,300	351,300	324,200	297,200	270,200
	パリ（経済協力開発機構）	740,000	670,000	620,800	595,900	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300
	パリ（国際連合教育科学文化機関）	690,000	670,000	620,800	595,900	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300
	ブリュッセル（欧州連合）	760,000	680,000	637,800	612,200	586,700	510,200	433,700	382,700	331,600	306,100	280,600	255,100

附　則

この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣　岡田克也

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十一号

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

「岡山市　相模原市」を「岡山市　相模原市」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第第五十六条の十五中「、相模原市」を削る。

（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部改正）

第三条　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「船橋市　相模原市」を「船橋市」に改める。